

## ④被災者の居住の安定確保

### ■具体的な施策等

- 個人版私的整理ガイドラインの運用支援
- 応急仮設住宅の居住環境等の改善
- 木造の長期優良住宅の供給
- 災害復興住宅融資等の実施

個人版私的整理ガイドラインの運用支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④被災者の居住の安定確保、⑧二重債務問題等	作成年月
目	(ii)、(i)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会、平成 23 年 7 月 15 日)</li> <li>・ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(平成 23 年 8 月 1 日)</li> <li>・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使用を決定(8 月 19 日閣議決定)</li> <li>・ ガイドライン運営委員会において、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(23 年 10 月 26 日)</li> <li>・ 自由財産たる現預金の範囲について、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張することを公表(平成 24 年 1 月 25 日)</li> <li>・ 金融庁より金融機関に対し、債務者の状況をいっそうきめ細かく把握し、ガイドライン利用のメリット等を丁寧に説明すること、状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること、等の要請を実施(24 年 7 月 24 日)(東北財務局からも同様の要請を実施 平成 24 年 10 月 1 日)</li> <li>・ 申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上、自由財産の範囲内として取り扱われる財産により不動産を購入した場合には、当該不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱うことを公表(平成 24 年 12 月 19 日)</li> <li>・ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関等におけるポスター・チラシ等の設置、仮設住宅等への入居者へのチラシ等の配布等の周知広報を実施</li> <li>・ 地方公共団体、弁護士会等と連携した無料相談会を実施</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドライン運営委員会等と協力し、引き続き、周知広報を実施。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。</li> </ul>		

### 期待される効果・達成すべき目標

- ・ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。
- ・ ガイドライン運営委員会のホームページにおいて、週次で債務整理の成立件数等を公表。
- ・ なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。

### 平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況

・被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドラインの周知広報に係る経費として合計約 3.8 億円を措置。【復興特会】

応急仮設住宅の居住環境等の改善		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	復興庁
節	(1)災害に強い地域づくり	厚生労働省
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(vi)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<p>●23年度の実績</p> <p>① 第1回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(23/8/4)          応急仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題を把握するとともに、必要に応じて講ずべき対応等について、関係省庁間で連絡・調整を図りつつ整理するため、関係省庁等をメンバーとするPTを設置。</p> <p>② 応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査の実施(23/8 月中旬～9 月中旬)</p> <p>③ 第2回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(23/9/30)          アンケート調査結果の報告、各県からの「寒さ対策」の進捗状況の報告等</p> <p>④ 第3回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(23/10/21)          アンケート調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅のハード・ソフト両面の課題に対する今後の対応策として、以下の内容を提示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「寒さ対策」、「バリアフリー対策」、「防火防犯対策」、「雨風対策」などハード面の改善については、追加工事が適切かつ着実に各団地で実施されるよう、実施状況について定期的にPTに報告を求めることとした。</li> <li>・ 「買い物支援」等をはじめとするソフト面の課題については、課題ごとに各府省庁の取組を類型別に分類した上で、各県に示した。</li> <li>・ 今後の応急仮設住宅での居住支援体制の構築に向けた取組として、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方が重要であり、その課題解決に向けて入居者自らが主体的に動くため、各団地の自治会組織の立ち上げを進め、行政としても、サポート拠点の設置・運営など支援体制の強化を図ることとした。</li> </ul> <p>⑤ 第4回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(23/12/13)          応急仮設住宅における居住環境等の①ハード面の改善対策、②ソフト面の課題解消に向けた取組の進捗状況、③団地ごとの自治会設置状況、④各県におけるハード、ソフトの取組事例を報告。</p> <p>⑥ 水道管の凍結防止策を講じたにもかかわらず、例年と比して厳しい寒さが続いたことにより、水道管の凍結が頻発したことを踏まえ、水道管の再点検など水道管凍結防止対策の徹底について通知(24/1/25)</p> <p>→ 応急仮設住宅のハード面での改善対策については、23 年度中におおむね完了。</p> <p>●24年度の実績</p> <p>⑦ 応急仮設住宅の供与期間について、被災地における恒久住宅の整備におおむね時間を要</p>		

<p>する状況にあることから、原則として一律1年間延長し、3年間とする通知を发出(24/4/17)</p> <p>⑧応急仮設住宅の更なる居住環境改善として、お風呂の追い焚き機能の追加、物置の設置について通知(24/4/17)</p> <p>→応急仮設住宅の居住環境の改善対策としてのお風呂の追い焚き機能の追加及び物置の設置については、希望者に対しては概ね完了。</p>
<p>当面(今年度中)の取組み</p>
<p>応急仮設住宅の入居期間の延長に関して、建築基準法における安全上、防火上、衛生上必要な基準をクリアするための補修工事等の所要の対策等について、引き続き、復興庁および厚生労働省においては、被災自治体、関係府省庁と連携を図り、適切な対応を行う。</p>
<p>中・長期的(3年程度)取組み</p>
<p>今後は、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方にに基づき、各団地の自治会組織において入居者が抱える課題等の集約をし、自ら主体的に問題の解決を図られるよう、市町村を中心とした支援体制を強化する。</p> <p>また、自治会組織では対応しきれない課題については、復興庁および厚生労働省においては、被災自治体、関係府省庁と連携を図り、課題の解決に向けて取組を行っていく。</p> <p>恒久住宅の早期再建に係る年度別目標を定めた「住まいの復興工程表」の進捗の状況に応じて、応急仮設住宅の解消および被災者の当面の居住の安定を確保するための応急仮設住宅の入居期間の延長に関して、被災自治体と連携して適切な対応を行う。</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>復興状況等を勘案しつつ、必要に応じて応急仮設住宅の入居期間を延長することで、被災者が恒久住宅に移行するまでの間、仮の住まいを確保することができる。</p>
<p>平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況</p>
<p>災害救助法による東日本大震災復旧・復興経費として、平成24年度の予備費により596億円を措置し、平成25年度当初予算として529億円を計上。</p> <p>(応急仮設住宅に代替する民間賃貸住宅の借り上げに要する経費、供与期間の延長のための基礎の補修工事等)</p>

木造の長期優良住宅の供給		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(i)、(v)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年度補正予算(第1号)、平成 22 年度当初予算及び補正予算(第2号)、平成 23 年度当初予算、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を全国で実施。</li> <li>○ 平成 23 年度補正予算(第3号)により、東日本大震災の被災地において同様の補助を実施。</li> <li>○ 平成 24 年度当初予算により、地域材等資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる木造の長期優良住宅の建設に対する補助を全国で実施。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災の被災地をはじめとした全国の各地域において、地域の木材関係事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携によるグループ毎の、住宅生産等に関する共通ルール等に基づき、当該グループに所属する中小住宅生産者により供給される木造の長期優良住宅の建設に対する補助を昨年度に引き続き実施。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、地域の木造住宅関連事業者の連携による木造の長期優良住宅の供給促進に取り組む。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来にわたって継続される、地域における木造住宅生産・維持管理体制が構築されるとともに、被災者の恒久的な住まいの確保にも資する。</li> <li>○ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合 8.8%(注)→20%(平成 32 年)</li> </ul> <p>(注)認定長期優良住宅の供給が開始された平成 21 年 6 月から平成 22 年 3 月までの数値。</p>		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における木造住宅生産体制強化事業 9,000 百万円の内数(平成 25 年度予算)</li> </ul>		

災害復興住宅融資等の実施		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 ④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(2)(iv) (4)(ii)	平成25年4月
これまでの取組み		
<p>○ (独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資(災害復興宅地融資を含む。)において融資金利の引下げ(当初5年間は0%等)等の実施。 受理件数:9,021 実行件数:5,192 (平成25年3月末時点)</p> <p>○ (独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置の実施。 承認件数:5,226 契約締結件数:4,921 (平成25年2月末時点)</p> <p>○ (独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に沿った既往債務の負担軽減のための適切な措置を実施。 債務整理の同意件数 55 件 (平成25年2月末時点)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、上記の措置を実施する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 引き続き、上記の措置を実施する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 災害復興住宅融資等により、被災者の自力での住宅の再建等を支援。		
平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況		
—		